

全教員配布用

裁量労働制の改正について 同意は必要??

組合員の方より

裁量労働制について質問が寄せられました。

同意したらいいのか
拒否したらよいか
良く分かりません。

**今回の改正は、富山大学だけが改正したのではなく
厚生労働省からの通達によって行われるものです**

ところで、裁量労働制 とは??

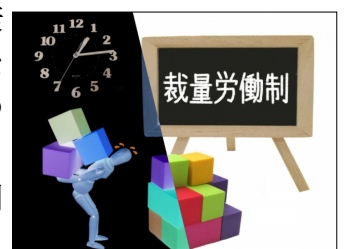
富山大学では多くの教員が裁量労働制で働いています。

大学教員に適用される「専門業務型裁量労働制」とは、業務の専門性が高いため、業務遂行の手段及び時間配分の決定等を使用者が指示することなく、労働者自身の裁量に委ねることができるようにした制度です。

裁量労働制を導入するには、労使協定で対

象業務や「みなし時間」を定めなければなりません。「みなし時間」とは実際の労働時間、始業・終業時間にかかわらず、働いたこととする労働時間のことで、富山大学では7時間45分となっています。皆さんが、出退勤時に印鑑やタイムカードを押す必要がないのは、このためです。

ただし、労働者の健康福祉のため、また「みなし時間」と実労働時間の乖離を把握するために、使用者側による労働時間の把握は必要です。皆さ



んが、毎日「就業管理システム」に入力しているのはこのためです。

4月からはどうなるの？

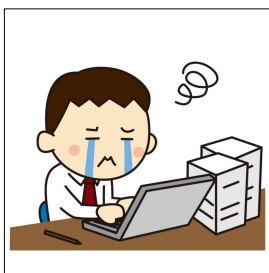
専門業務型裁量労働制の運用が4月に改正されます。

4月からは適用または継続に本人の同意が必要となります。例えば、「私は裁量労働制には同意できないので、就業規則で定められた時間を働き、勤怠管理をしてほしい」という場合は、裁量労働制の適用に不同意とすることもできるし、いったん同意しても後から同意を撤回することもできるようになります。大学側がその人に不利益な取り扱いをすることはできません。



どのような場合に、裁量労働制に不同意することが考えられるでしょうか。

一つには労働時間が非常に長い場合です。裁量労働制のもとでは長く働いても短く働いても、みなし時間分だけ働いたことになるので、時間外手当は発生しません（ただし深夜・休日勤務には手当が支払われます）。しかし、ご自身が通常の勤務時間8時30分～17時30分に働き、且つこれ以前または以降も恒常的に残業をして、みなし労働時間7時間45分を超過して労働せざるを得ないという方は、通常の勤怠管理に戻した方が、残業手当が増える可能性があります。富大当局としては財政難を理由に渋るかもしれませんがね。



今回の改正は、様々な弊害によって労働者が不利益を受けないよう、裁量労働制の適用には**本人同意が必要**となりました。

裁量労働制に本人同意が必要となったということは、労働者が自分に適用されている労働制度や実態を正しく理解することが必要となったということです。しかし、毎日の「就業管理システム」に定時を記入しているという人もいないのではないのでしょうか。

裁量労働制の方が実質労働時間が長くなるというデータもあります。一か月間、実際の自分の労働時間を記録してみても如何でしょうか？

裁量労働制は適正に運用されていますか？

大学教員は国が定めた「専門業務型裁量労働制」の20の対象業務のうちの一つですが、実はこの適用には条件があります。厚労省によると、適用される大学教員の業務は以下のように規定されています。

・「学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学における教授研究の業務（主として研究に従事するものに限る。）

大学の教授、准教授又は講師の業務（以下「教授等」という。）をいうものであること。



・「教授研究」とは、学校教育法に規定する教授等が、学生を教授し、その研究を指導し、研究に従事することをいうものであること。

・「主として研究に従事する」とは、業務の中心はあくまで研究の業務であることをいうものであり、具体的には、研究の業務のほかに講義等の授業の業務に従事する場合に、その時間が、多くとも、1週の所定労働時間又は法定労働時間のうち短いものについて、そのおおむね5割に満たない程度であることをいうものであること。」

大事な事！！

研究以外の業務＝自分の裁量によらない業務（授業関連業務・校務関連業務など）が全労働時間の5割未満であることを規定している点です。授業・校務が裁量による研究業務を圧迫しないようにしているのです。

大学の研究者の研究時間減少が大きな問題となっている昨今、これは大学教員にとって重要な規定です。みなさんの日常を振り返ってみて、裁量労働制下で研究時間の確保は保証されていますか？

裁量労働制の原則は・・・

今回の裁量労働制改正を機に、本来の大学教員としての業務に集中できる労働環境を考えるべきではないでしょうか。

皆さんも、一度自分の労働時間を記録し、何にどれくらいかかっているか、研究時間はどれくらい確保できているのか、調べてみては如何でしょうか？

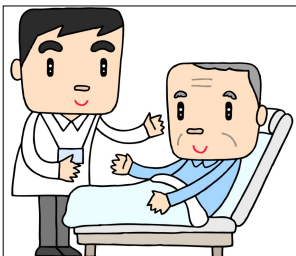
もう一つ 4月からはどうなる?? 医師の働き方改革は？

12月の団体交渉での回答です

↓
附属病院の労働条件の改善について

組合からは、昨年同様に附属病院の労働条件の改善について改善を求めました。

当局からは、医師の時間外労働の上限規制導入を含む労働時間短縮計画を実施中であること、Webなどで告知を行っているとの説明がありました。しかし、すぐに法定の診療時間年960時間



以下の実施は難しいと考えており、移行に際して特例水準の手続きを取りたいと考えていること、病院でも縮減計画を立てており、病院の職員にも説明会を開催している、という追加の説明を得ました。

明を得ました。

再度組合からは、早急に合法水準を実現するよう要請し、例えば研究時間と自己研鑽の時間を同一のものとしてカウントしないようにしてほしいといった適切な制度運用を行ってほしいと要請しました。

職場の環境を良くしませんか。

みなさんの「声」がたくさん集まると、労働条件等を改善する大きな力になります。ぜひ、教職員組合にご加入ください。非常勤職員の方も加入できます。

4年ぶりに新年会を開催

2024年1月25日（木）、組合新年会を「だい人」にて開催しました。コロナが5類になり、漸く、組合員と学部を超えた交流が出来ました～

参加者は、少なめでしたが、富山の幸を沢山頂きながら楽しいひと時を過ごしました。

来年は、AZAMIで「旗開き」を開催したいですね。

